

JR 津田沼駅広告板利用規定

申請基準

- ① 習志野商工会議所の会員である事。（名前貸しは認めません。）
- ② ポスター・チラシ等の内容は以下の事項に該当しないもの。
 - ・ 関係法規に違反するもの、またその恐れがあるもの。
 - ・ 公序良俗に反するもの。
 - ・ 政治宣伝、宗教、風俗営業、及び消費者金融に関するもの。
 - ・ 個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等にあたる表現を含んでいるもの。
 - ・ 虚偽、または誤認される恐れのあるもの。
 - ・ 実際より過大な表現を用いているもの。
 - ・ 他の会員（企業・団体）に不利益を与える恐れがあるもの。
 - ・ その他、習志野商工会議所が不相当と認めたもの。（上記に該当するか否かの解釈は、全て習志野商工会議所にあるものとする。）

免責事項

- ① ポスター、チラシ等の内容に関する責任は一切広告主にあります。
- ② 当所の判断で掲示をお断りすることがありますが、その理由を明示する義務はありません。
- ③ 情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡交渉するものとし、トラブルが生じた場合、習志野商工会議所は一切責任を負いません。

その他

- ① 1区画の基準掲載期間は1週間とする。1事業所1区画最高4週間まで
 - ・ 1区画サイズ A2サイズ（縦60cm 横42cm）
 - ・ ポスター、チラシ等は区画に収まるようにする。※チラシ等をおかれる場合通行の妨げになるようでしたら撤去します。
- ② 区画管理事務手数料として1区画につき1週間 2,200円（税込）とする。
- ③ ポスター、チラシの貼る、剥がしは各自が行い期間を厳守する。（期間を過ぎた掲示物は当所で剥がし、処分します。次回貸出しできない場合がありますのでご注意ください。）
- ④ 利用期間途中での予約は受付しません。終了後に再度申込をして下さい。
- ⑤ 予約の取消しをする場合は必ずご連絡下さい。

申請方法

- ① お電話で空き状況を確認の上、掲示するポスター、チラシを会議所へ直接ご持参下さい（申請手続きは1～2日中にお願います。それを過ぎると貸出できない場合があります。）※空きがない場合は予約をとって下さい。空き次第こちらからご連絡します。
- ② 申請書に必要事項を記入して下さい。
- ③ 事務局で内容を確認の上、ポスター、チラシに認印、期間を記します。（認印、期間を記したもののみ掲示してください。）
 - ・ 期間内であれば差し替えも出来ますが、差し替え分についても会議所へ持参下さい。
- ④ 番号を指定しますので、指定された番号と同じ場所に各自で掲示して下さい。（申請事業所からの番号の指定はできません。）